

令和 6 年 7 月 12 日 (金曜日)

号

外

(第 46 号)

目 次

規 則

○石川県組織規則の一部を改正する規則 (行政経営課)

告 示

○石川県財務規則の規定による廨の名称及び位置の一部

改正

(行政経営課)

1

○西日本誘客室の設置の一部改正

(観光戦略課)

規則

令和六年七月十二日石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

石川県規則第二十八号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則(昭和三十九年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

駅前第三ビル内」に改める。第十七条第三号の表中「大阪市北区西天満四丁目リゾートトラスト御堂筋ビル内」を「大阪市北区梅田一丁目大阪

宝 宝

この規則は、令和大年七月十六日から施行する。

告示

石川県告示第280号

石川県財務規則の規定による廨の名称及び位置(昭和39年石川県告示第191号)の一部を次のように改正し、令和6年7月16日から施行する。

令和6年7月12日

石川県知事 馳

浩

表中「大阪府大阪市北区西天満4丁目(リゾートトラスト御堂筋ビル内)」を「大阪府大阪市北区梅田1丁目(大阪駅前第3ビル内)」に改める。

石川県告示第281号

西日本誘客室の設置(平成28年石川県告示第205号)の一部を次のように改正し、令和6年7月16日から施行する。 令和6年7月12日

石川県知事 馳 浩

表中「大阪府大阪市北区西天満四丁目(リゾートトラスト御堂筋ビル内)」を「大阪府大阪市北区梅田一丁目(大阪駅前第3ビル内)」に改める。

(1箇月2,350円送料とも)